

## 所得制限を撤廃します 小児医療費助成事業

小児医療費助成事業は、少子化が進展する中、子育て支援施策の中でも重要な施策の一つとして取り組んでいます。

さらに安心して子育てできる環境を整えるため、対象年齢は据置きとした上で全対象者の所得制限を撤廃し、子育て支援をより一層、充実させていきます。

### 1 改正内容

(1) 所得制限の撤廃

現在、小学生以上に設けている所得制限を撤廃します。

(2) 実施期日

令和5年10月1日から

### 2 これまでの経過

(1) 平成29年4月から

未就学児の所得制限を撤廃、小学生以上の所得制限を緩和

(2) 平成31年4月から

通院助成の対象を中学3年生までに拡大

### 3 今後の予定

実施時期	内容
令和5年3月	条例改正議案提出
令和5年7月	対象者へ申請書類を送付
令和5年9月	対象者へ医療証を送付

### 問い合わせ

子育て総務課 手当・助成担当 電話0463(82)9607